

# 業務委託仕様書

## 「新産業創出ネットワーク事業（ネットワーク化支援）」

### 1 目的

県内企業は新事業創出に向けた取組の中で、様々な専門家等との接点を求めており、専門家等も、その知識やノウハウをビジネスの拡大や転用に活用できる県内企業との接点を求めているが、お互いに接点作りの手法がわからず、その機会が少ない状況にある。

また、補助金等支援により生まれた新事業創出の取組について、更なる販路開拓や事業拡大のためには、成果を報告する機会を通じ、県内外の企業や専門家等へPRしていくことや、取組に関連する先駆的な研究・取組に触れることが効果的である。

これらを踏まえ、参加者同士の繋がりや構築を支援するとともに、補助事業者にPRの機会を提供することを目的に、県内外の企業や専門家等が参加する、新事業創出の取組成果発表会を開催する。

### 2 業務委託の内容

#### (1) 成果発表会の開催

新産業創出ネットワーク事業の補助事業者の成果発表、外部講演者の講演及び参加者同士のネットワーキングを通じて、県内外の企業や専門家等の交流を促進する会を開催する。（3回程度とし、オンラインは必要としない。）

開催にあたっては、成果発表者及び外部講演者を選定し、新産業創出ネットワーク事業の補助事業の成果及びその内容に関連する事業・研究等についての講演を実施する。

#### (2) 成果発表会の参加者の募集・周知

ア 募集案内のチラシ・パンフレット等の作成（募集定員は40名程度）

イ 関係団体へのチラシ・パンフレット等の送付による案内等

#### (3) 開催・運営

ア 会場

受託者が確保する。

イ スタッフ等

運営スタッフを確保し、運営に必要な備品等は、受託者が準備する。

ウ 効果検証の実施

参加者に対してアンケート等を実施して、事業効果を検証する。

エ 報告書の作成

実施結果（配付資料、参加者名簿、開催風景の写真等）、アンケート結果、効果検証等について取りまとめた報告書を作成し、かごしま産業支援センター（以下「センター」という。）に提出すること。

### 3 その他

(1) 目的を達成できない場合又は事業を実施したことを証する証拠書類等が確認できない場合には、委託料を減額し、全部又は一部の返還を求める場合がある。

(2) 委託業務の実施に当たっては、国や地方公共団体等の他の助成金、補助金、委託費等を使用しないこと。

(3) 受託者は、委託業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、センターと協議すること。